

東播磨地区福祉有償運送運営協議会に提出する必要書類一覧

(国への本申請に提出する書類ではありません。)

※様式は以下のとおりとするが必要に応じて内容の分かる書類等を添付しても構わない。

新規登録申請に必要な書類

令和6年11月15日までに法人事務所の所在地のある市町へ提出

提出書類	様式NO等	備考
自家用有償旅客運送登録申請書	様式第2-1号	
定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿		
法79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類	様式第3号	
業務計画等	協議会参考様式1	
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類		自動車検査証<写し>
個人の持込み自動車の使用権原に関する契約書	協議会参考様式2	※持込み車両の場合のみ必要
車両一覧表	参考様式第1号	
運転者一覧表	参考様式第10号	
運転者台帳	参考様式第8号	免許証の写し、福祉有償運送運転者講習などの修了証、運転記録証明書
運転者等就任承諾書等	様式第4号	
協力型の宣誓書(協力型の場合)	様式第5号	
運行管理責任者就任承諾書	様式第6号	
運行管理の体制等を記載した書類	様式第7号	
旅客(利用会員)の名簿	参考様式第8号	
旅客(利用会員)名簿(身体状況等、態様ごとの会員数)	参考様式第8号	
利用運賃及び料金一覧	協議会参考様式3	
自動車保険証書		写しを提出
任意保険に係る宣誓書	様式第8号	対人8000万円以上及び対物200万円以上の保険に加入していない場合のみ
車両の写真(モノクロコピー可)		※車両の前方、後方、側面2方向 福祉車両の場合は、装置が確認できる写真
運行管理マニュアル		

更新登録に必要な書類

令和6年11月15日までに法人事務所の所在地のある市町へ提出

提出書類	様式NO等	備考
自家用有償旅客運送更新登録申請書	様式第2-2号	
定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿		
法79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類	様式第3号	
業務計画等	協議会参考様式1	
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類		自動車検査証<写し>
有償運送事業に係る自家用自動車の使用に関する契約書	協議会参考様式2	※持込み車両の場合のみ必要
車両一覧表	参考様式第1号	
運転者一覧表	参考様式第10号	
運転者台帳	参考様式第8号	免許証の写し、福祉有償運送運転者講習などの修了証、運転記録証明書
運転者等就任承諾書等	様式第4号	
協力型の宣誓書(協力型の場合)	様式第5号	
運行管理責任者就任承諾書	様式第6号	
運行管理の体制等を記載した書類	様式第7号	
旅客(利用会員)の名簿	参考様式第8号	
旅客(利用会員)名簿(身体状況等、態様ごとの会員数)	参考様式第8号	
利用運賃及び料金一覧	協議会参考様式3	
自動車保険証書		写しを提出
任意保険に係る宣誓書	様式第8号	対人8000万円以上及び対物200万円以上の保険に加入していない場合のみ
車両の写真(モノクロコピー可)		※車両の前方、後方、側面2方向 福祉車両の場合は、装置が確認できる写真
登録証(許可証)		写しを提出
事故・苦情の状況	参考様式第11号、第12号	該当があった場合
運行管理マニュアル		

変更登録に必要な書類

次回協議会開催前の指定する日までに法人事務所の所在地のある市町へ提出

提出書類	様式NO等	備考
自家用有償旅客運送変更登録申請書	様式第2-3号	
定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿		
法79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類	様式第3号	
業務計画等	協議会参考様式1	
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類		自動車検査証<写し>
有償運送事業に係る自家用自動車の使用に関する契約書	協議会参考様式2	※持込み車両の場合のみ必要
車両一覧表	参考様式第イ号	
運転者一覧表	参考様式第ロ号	
運転者台帳	参考様式第ハ号	免許証の写し、福祉有償運送運転者講習などの修了証、運転記録証明書
運転者等就任承諾書等	様式第4号	
協力型の宣誓書(協力型の場合)	様式第5号	
運行管理責任者就任承諾書	様式第6号	
運行管理の体制等を記載した書類	様式第7号	
旅客(利用会員)の名簿	参考様式第ハ号	
旅客(利用会員)名簿(身体状況等、態様ごとの会員数)	参考様式第ハ号	
利用運賃及び料金一覧	協議会参考様式3	
自動車保険証書		写しを提出
任意保険に係る宣誓書	様式第8号	対人8000万円以上及び対物200万円以上の保険に加入していない場合のみ
車両の写真(モノクロコピー可)		※車両の前方、後方、側面2方向 福祉車両の場合は、装置が確認できる写真
登録証(許可証)		写しを提出
事故・苦情の状況	参考様式第ト号、第チ号	該当があった場合
運行管理マニュアル		

※「旅客から収受する対価」を変更する場合も協議会で審議するものとする。(国へは不要)

変更届出書(任意)、利用運賃及び料金一覧(協議会参考様式3)

事業廃止の場合⇒協議会に報告

廃止理由書(様式任意)

登録事項変更(軽微な事項の変更)については、協議会不要 ⇒ 国への届出必要(様式第2-4号)

- ・法人の名称、住所、代表者の変更
- ・有償運送種別の減少
- ・運送区域の減少
- ・事業所の名称、位置の変更
- ・自動車の数(種類)の変更
- ・旅客の範囲の変更

※ 国への届出した書類の写しを法人事務所の所在地のある市町へ提出